

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

人事委員会規則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十一年三月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第一号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「、福利課」を「並びに福利課」に改め、「並びに全国高校総合文化祭推進室の指導主事」を削る。

附 則

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十一年三月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第二号

目 次

◇人委規則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則(職員課)
職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(シ)

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則(シ)

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則(シ)

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則(シ)

調整手当に関する規則の一部を改正する規則(シ)

特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則(シ)

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(シ)

職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則(シ)

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則(シ)

◇人委告示

◇病院局管

選考により採用又は昇任させる職の一部改正(総務課)
鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(総務課)

◇病院長管

理規程

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和五十一年十二月鳥取県条例第四十九号。以下「昭和五十一年改正給与条例」という。）附則第十四項において読み替えて適用する場合を含む。）」を削る。

第十条の三中「及び昭和五十一年改正給与条例附則第十四項の規定により読み替えられた給与条例第四条第八項ただし書」を削り、「五十八歳」を「五十六歳」に改める。

第十一条中「（昭和五十一年改正給与条例附則第十四項において読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）」を削る。

第十一条の二中「六十歳」を「五十八歳」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 次の表の第二欄に掲げる者に該当する職員についてこの規則による改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定を適用する場合には、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

一 この規則の施行の日において五十歳を超えている者	第十條の三	五十六歳	五十八歳
	第十一條の二	五十八歳	六十歳
二 この規則の施行の日において五十歳を超え、五十七歳を超えていない者	第十條の三	五十六歳	五十八歳

（雑則）
3 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十一年三月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第三号

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則

職員の職務の級の分類に関する規則（昭和五十二年一月鳥取県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一知事の事務部局の本庁の項中「保健婦」を「保健婦」に、
「室長（無線室及び大規模活性化プロジェクト推進室の室長を除く。）」を「室長（無線室の室長を除く。）」に改め、同表知事の事務部局の地方機関の健康福祉センターの項中

課長	課長	部長	部長	室長補佐	室長補佐	室長補佐	室長補佐
課長補佐	課長補佐	課	課	課長	課長	課長	課長
係長	係長	係	係	係長	係長	係長	係長

長 長

に改め、同表知事の事務部局の地方機関の共通の項中

保 保
父 母
を 保

育 士

に、「保健婦」を

保 保
健 婦
士

に、「精神薄弱者福祉司」を

「知的障害者福祉司」に改め、同表教育委員会事務局及び教育機関の教育委員会事務局

の本庁の項中

課長補佐 課長補佐
室長補佐 室長補佐

を

課長補佐 課長補佐
係 長

に、

課 長
室 長

を 課 長

に改め、同表警察の警察本部の項中「婦人警察補

導員」を「少年警察補導員」に、

保 保
健 婦
士

に改め、同表警

察の警察署の項中「婦人警察補導員」を「少年警察補導員」に改める。

別表第二警察の警察本部の項中

監 察 官
隊 長

を

監 察 官
隊 長

に改める。

附 則

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十一年三月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第四号

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料の調整額に関する規則（昭和三十一年十一月鳥取県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一皆成学園の項中「重度精神薄弱児」を「重度知的障害児」に、「共にする保母及び保父」を「共にする保育士」に、「及び保母及び保父」を「及び保育士」に改め、同表積善学園の項中「及び保母及び保父」を「及び保育士」に改め、「保健婦」の下に「及び保健士」を加え、同表皆生小児療育センター及び鳥取療育園の項中「保母、保父」を「保育士」に改める。

附 則

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十一年三月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第五号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表知事の事務部局の本庁の項中

大規模活性化プロ
ジェクト推進室の
室長

を

大規模活性化プロ
ジェクト推進室の
室長（人事委員会
が承認したものに
限る。）

に、

課
長

を

課
大規模活性化プロ
ジェクト推進室の
室長

に、

林業専門技術員室
の室長
全国育樹祭準備室
の室長

を

林業専門技術員室
の室長

に改め、同表知事の事務部局の地方機関の健康福祉センターの

項中

部
課長（地域保健福
祉部の課長を除く
。）

を

部 室
部 室
長 長

に改め、同表知事の事務部局の

地方機関の保健所の項中

所長（人事委員会 が承認したものに 限る。）	一種
所長	二種
課長（保健所支所 の課長を除く。）	三種

を

所長（人事委員会 が承認したものに 限る。）	一種 又は 二種
所長	二種
課長（保健所支所 の課長を除く。）	三種

に改め、同表教育委員会事務局及び教育機関の教育委員会事務局の本庁の項中

課
全国
祭推

長
高校総合文化
推進室の室長

を

課
長

に、

長
高校改革推進室の
室長

を

長
高校改革
室長
美術館開
の室長

推進室の
設準備室

に改める。

附 則

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十一年三月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一郎

鳥取県人事委員会規則第六号

調整手当に関する規則の一部を改正する規則

調整手当に関する規則（昭和四十六年三月鳥取県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「のうち同表に支給割合の定めのある地域」を削る。

別表中「（第二条関係）」を「（第一条、第三条関係）」に改め、福岡県の項を削る。

附 則

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十一年三月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一郎

鳥取県人事委員会規則第七号

特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特勤勤務手当等に関する規則（昭和四十六年三月鳥取県人事委員会規則第二十号）の

一部を次のように改正する。

第二条中「別表」を「別表第一」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（準特地公署）

第二条の二 条例第十一条の九第一項に規定する特地公署に準ずる公署（以下「準特地公署」という。）は、別表第二に掲げる公署とする。

第三条第一項中「別表」を「別表第一」に改める。

第四条第一項第一号中「特地公署」の下に「若しくは準特地公署」を加え、同項第二号中「他の特地公署」の下に「若しくは準特地公署」を、「引き続き特地公署」の下に

「又は準特地公署」を加え、同条第二項の表中

異動等の日から起算して四年に達するまでの間
四級地又は三級地
二級地又は一級地

百分の六
百分の五

を達するまでの間

特地公署	四級地又	百分の六
	は三級地	百分の六
準特地公署	二級地又	百分の五
	は一級地	百分の四

に改める。

第五条第二項及び第三項中「特地公署」の下に「又は準特地公署」を加える。

別表中「（第一条関係）」を「（第一条、第三条関係）」に改め、郡家土木事務所工務第二課佐治川ダム管理係の項を削り、同表を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第二（第二条の二関係）

公 署	所 在 地
黒坂警察署日南町多里警 察官駐在所	日野郡日南町多里一九三 番地
黒坂警察署日南町茶屋警 察官駐在所	日野郡日南町茶屋四一六 九番地三

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 郡家土木事務所工務第二課佐治川ダム管理係は、平成十四年三月三十一日までの間、この規則による改正後の特勤手当等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第二条に規定する特勤公署とする。

3 前項に規定する公署に勤務する職員の特勤手当の月額を、改正後の規則第三条の規定にかかわらず、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き当該公署に勤務している職員にあっては当該公署に勤務することとなった日（その日が平成十年四月一日前であるときは、平成十年四月一日）に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額と施行日の前日に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額（その額が当該職員の現に受ける給料及び扶養手当の月額を合算した額に百分の四を乗じて得た額に、施行日から平成十三年三月三十一日までの間にあっては百分の百を、同年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間にあっては百分の五十を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）と、これらの職員以外の職員にあってはこれらの職員との権衡を考慮して別に人事委員会が定める額とする。

(雑則)

4 前二項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十一年三月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第八号

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和三十一年四月鳥取県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二条を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

条例第四条第一項第一号の人事委員会の定める感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第二項に規定する一類感染症及び同条第三項に規定する二類感染症並びに人事委員会がこれらに相当すると認める感染症とする。

第三条の表福祉事務所の項中「精神薄弱者福祉司」を「知的障害者福祉司」に改め、同表精神薄弱者更生相談所の項中「精神薄弱者更生相談所」を「知的障害者更生相談所」に改め、同表児童相談所の項中「及び保健婦」を「保健婦及び保健士」に改める。
第四条の表四級の項中「精神保健福祉センター」の上に「健康福祉センター」の所長及び部長、「」を加え、「及び次長」を「次長及び参事監」に改める。

附 則

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十一年三月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第九号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

(職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第一条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成六年十二月鳥取県人事委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「休憩時間は一斉に与えることを原則とし、かつ、これを」を「任命権者は、休憩時間を」に改め、同条に次の一項を加える。

3 条例第六条第二項ただし書の人事委員会規則で定める場合は、交替制により勤務させる場合その他任命権者が人事委員会と協議して定める場合とする。

第十条の次に次の四条を加える。
(育児を行う職員の深夜勤務の制限)

第十条の二 条例第十条の二第一項の人事委員会規則で定める者は、同項の規定による請求(以下この条から第十条の四までにおいて「請求」という。)に係る子の同居の親族であつて次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 十六歳以上の者であること。

二 深夜(条例第十条の二第一項に規定する深夜をいう。以下この条から第十条の四までにおいて同じ。)において就業していない者(深夜における就業日数が一月について三日以下の者を含む。)であること。

三 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により請求に係る子を養育することが困難な状態にある者でないこと。

四 八週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定である者又は産後八週間を経過しない者でないこと。

(育児を行う職員の深夜勤務の制限の請求手続等)

第十条の三 職員は、人事委員会が別に定める請求書により、請求に係る一の期間(六月以内の期間に限る。)の初日(以下「制限開始日」という。)及び末日(以下

「制限終了日」という。)を明らかにして、制限開始日の一月前までに請求を行うものとする。

2 任命権者は、前項の請求書が提出された場合には、速やかに、公務の運営の支障の有無について、請求をした職員に対し通知しなければならない。

3 前項の通知後において、公務の運営に支障が生じる日があることが明らかとなつた場合には、任命権者は、その日の前日までに、請求をした職員に対しその旨を通知しなければならない。

4 任命権者は、請求の事由について確認する必要があるときは、当該請求をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

第十条の四 前条第一項の請求書が提出された日から制限開始日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、請求はされなかつたものとみなす。

一 請求に係る子が死亡した場合

二 請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより職員の子でなくなつた場合

三 職員が請求に係る子と同居しないこととなつた場合

四 深夜において、請求に係る子を常態として養育することができる当該子と同居する親族として第十条の二の規定に該当するものがあることとなつた場合

2 制限開始日から制限終了日の前日までに、前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該事由が生じた日を制限終了日とする請求がされたものとみなす。

3 職員は、第一項各号に掲げる事由が生じた場合には、遅滞なく、人事委員会が別に定める届出書により、その旨を任命権者に届け出なければならない。

4 前条第四項の規定は、前項の届出について準用する。

(介護を行う職員の深夜勤務の制限)

第十条の五 条例第十条の二第二項の人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者であつて職員と同居しているものとする。

一 祖父母、孫及び兄弟姉妹

二 職員又は配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第十六条の表第十号において同じ。)との間において事実上父母と同様の関係に

あると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で人事委員会が定めるもの

2 条例第十条の二第二項の人事委員会規則で定める期間は、二週間以上の期間とする。

3 第十条の二から前条までの規定は、要介護者(条例第十条の二第二項に規定する要介護者をいう。以下この項において同じ。)を介護する職員について準用する。

この場合において、第十条の二各号列記以外の部分中「第十条の二第一項」とあるのは「第十条の二第二項において準用する同条第一項」と、「同項」とあるのは「条例第十条の二第二項において準用する同条第一項」と、「子」とあるのは「要介護者」と、第十条の二第三号中「子」とあるのは「要介護者」と、「養育」とあるのは「介護」と、第十条の四第一項第一号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第二号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者の職員との親族関係が消滅した」と、同項第三号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第四号中「子」とあるのは「要介護者」と、「養育」とあるのは「介護」と読み替えるものとする。

第十六条の表第十号中「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号及び第十七条第一項第二号において同じ。)」を削り、同表第十六号中「伝染病予防法(明治三十年法律第三十六号)」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)」に、「交通遮断又は隔離」を「就業の制限、入院又は交通の制限若しくは遮断」に改める。

第十七条中第一項及び第二項を削り、第三項を第一項とし、第四項を第二項とする。(県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第二条 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成六年十二月鳥取県人事委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「休憩時間は一斉に与えることを原則とし、かつ、これを」を「市町村教育委員会は、休憩時間を」に改め、同条に次の一項を加える。

3 条例第六条第二項ただし書の人事委員会規則で定める場合は、市町村教育委員会

が人事委員会と協議して定める場合とする。
第九条の次に次の四条を加える。

(育児を行う職員の深夜勤務の制限)

第九条の二 条例第八条の二第一項の人事委員会規則で定める者は、同項の規定による請求(以下この条から第九条の四までにおいて「請求」という。)に係る子の同居の親族であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 十六歳以上の者であること。

二 深夜(条例第八条の二第一項に規定する深夜をいう。以下この条から第九条の四までにおいて同じ。)において就業していない者(深夜における就業日数が一月について三日以下の者を含む。)であること。

三 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により請求に係る子を養育することが困難な状態にある者でないこと。

四 八週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定である者又は産後八週間を経過しない者でないこと。

(育児を行う職員の深夜勤務の制限の請求手続等)

第九条の三 職員は、人事委員会が別に定める請求書により、請求に係る一の期間(六月以内の期間に限る。)の初日(以下「制限開始日」という。)及び末日(以下「制限終了日」という。)を明らかにして、制限開始日の一月前までに請求を行うものとする。

2 市町村教育委員会は、前項の請求書が提出された場合には、速やかに、公務の運営の支障の有無について、請求をした職員に対し通知しなければならない。

3 前項の通知後において、公務の運営に支障が生じる日があることが明らかとなった場合には、市町村教育委員会は、その日の前日までに、請求をした職員に対しその旨を通知しなければならない。

4 市町村教育委員会は、請求の事由について確認する必要があるときは、当該請求をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

第九条の四 前条第一項の請求書が提出された日から制限開始日の前日までに、次の

各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、請求はされなかったものとみなす。

一 請求に係る子が死亡した場合

二 請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより職員の子でなくなった場合

三 職員が請求に係る子と同居しないこととなった場合

四 深夜において、請求に係る子を常態として養育することができなくなった場合
する親族として第九条の二の規定に該当するものがあることとなった場合

2 制限開始日から制限終了日の前日までに、前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該事由が生じた日を制限終了日とする請求がされたものとみなす。

3 職員は、第一項各号に掲げる事由が生じた場合には、遅滞なく、人事委員会が別に定める届出書により、その旨を市町村教育委員会に届け出なければならない。

4 前条第四項の規定は、前項の届出について準用する。

(介護を行う職員の深夜勤務の制限)

第九条の五 条例第八条の二第二項の人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者であつて職員と同居しているものとする。

一 祖父母、孫及び兄弟姉妹

二 職員又は配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。

第十五条の表第十号において同じ。)との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で人事委員会が定めるもの

2 条例第八条の二第二項の人事委員会規則で定める期間は、二週間以上の期間とする。

3 第九条の二から前条までの規定は、要介護者(条例第八条の二第二項に規定する要介護者をいう。以下この項において同じ。)を介護する職員について準用する。

この場合において、第九条の二各号列記以外の部分中「第八条の二第一項」とあるのは「第八条の二第二項において準用する同条第一項」と、「同項」とあるのは「条例第八条の二第二項において準用する同条第一項」と、「子」とあるのは「要介護者」と、第九条の二第三号中「子」とあるのは「要介護者」と、「養育」とあ

るのは「介護」と、第九条の四第一項第一号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第二号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者の職員との親族関係が消滅した」と、同項第三号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第四号中「子」とあるのは「要介護者」と、「養育」とあるのは「介護」と読み替えるものとする。

第十五条の表第十号中「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号及び第十六条第一項第二号において同じ。)」を削り、同表第十六号中「伝染病予防法(明治三十年法律第三十六号)」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第一百四十四号)」に、「交通遮断又は隔離」を「就業の制限、入院又は交通の制限若しくは遮断」に改める。

第十六条中第一項及び第二項を削り、第三項を第一項とし、第四項を第二項とする。

附 則

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十一年三月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第十号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年八月鳥取県人事委員会規則第三十号)の一部を次のように改正する。

別表知事の事務部局の本庁の項中「森林保全課全国育樹祭準備室長」を削り、「職員課主幹」の下に「(他の地方公共団体等に派遣されている主幹を除く。)」を加え、同表

知事の事務部局の健康福祉センターの項中「地域保健福祉部長 総務企画課長」を「総務企画室長 地域保健福祉部長」に改め、同表教育委員会の事務部局等の教育委員会事務局の本庁の項中「全国高校総合文化祭推進室長 高等学校課高校改革推進室長」を「高等学校課高校改革推進室長 文化課美術館開設準備室長」に改め、同表人事委員会事務局の項中「参事」を削り、同表の備考3を次のように改める。

3 この表中「参事」とは、参事のうち管理職手当に関する規則（昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二十二号）第二条に規定する職を占める参事をいう。

附 則
この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

人事委員会告示

鳥取県人事委員会告示第一号

昭和三十三年八月鳥取県人事委員会告示第四号（選考により採用又は昇任させる職について）の一部を次のように改正し、平成十一年四月一日から施行する。

平成十一年三月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

第一項中「保母の職、保父の職」を「保育士の職」に改め、「保健婦の職」の下に「、保健士の職」を加え、「婦人警察補導員の職」を「少年警察補導員の職」に改める。

病院局管理規程

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十一年三月三十一日

鳥取県宮病院事業管理者 岩 宮 緑

鳥取県病院局管理規程第二号

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程（平成七年三月鳥取県病院局管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「伝染病棟」を「感染症病棟」に改める。

第十七条第一項第二号中「伝染病予防法（明治三十年法律第三十六号）」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）」に、「伝染病患者又は病毒感染の疑い」を「感染症の患者又は新感染症の所見」に改める。

附 則

この規程は、平成十一年四月一日から施行する。